平成27年3月 大竹市議会定例会(第1回)議事日程

平成27年3月2日10時開会

日	程	議案番	号	件	名	分 2日 10時 付	記
第	1			会期決定について			
第	2	議案第	1号	平成27年度大竹市一般会計予算	-	\neg	
第	3	議案第	2号	平成27年度大竹市国民健康保険特	別会計予算		
第	4	議案第	3 号	平成27年度大竹市漁業集落排水特	別会計予算		
第	5	議案第	4号	平成27年度大竹市農業集落排水特	別会計予算		
第	6	議案第	5号	平成27年度大竹市港湾施設管理受	託特別会計予		
				算			
第	7	議案第	6号	平成27年度大竹市土地造成特別会	計予算	予 算	説 明
第	8	議案第	7号	平成27年度大竹市介護保険特別会	計予算	− (→	括)
第	9	議案第	8号	平成27年度大竹市後期高齢者医療	特別会計予算		
第1	0	議案第	9号	平成27年度大竹市水道事業会計予	算		
第1	l 1	議案第1	0 号	平成27年度大竹市工業用水道事業	会計予算		
第1	1 2	議案第1	1号	平成27年度大竹市公共下水道事業	会計予算		
第1	13	諮問第	1号	人権擁護委員候補者の推薦につい	て	即	決
第1	4	議案第1	2号	教育長の任命の同意について		即	決
第1	l 5	議案第1	3号	教育委員会委員の任命の同意につ	いて	即	決
第1	16	報告第	1号	専決処分の報告について(事故に	よる損害賠償	報	告
				額の決定)			
第1	17	議案第1	4号	大竹市特定教育・保育施設及び特	定地域型保育 -	生活環	境付託
				事業の利用者負担等に関する条例の	制定について		
第1	8 1	議案第2	1号	大竹市養護老人ホーム設置及び管	理条例の一部	生活環	境付託
				改正について		<u> </u>	括)
第1	19	議案第2	2号	大竹市介護保険条例の一部改正に	ついて	生活環	境付託
第2	0 2	議案第2	3号	大竹市指定地域密着型サービスの	事業の人員、	生活環	境付託
				設備及び運営に関する基準を定め	る条例等の一		
				部改正について	_		
第2	2 1	議案第1	5号	大竹市行政手続条例の一部改正に	ついて -	一 総務文	教付託
第2	2 2	議案第1	6 号	大竹市情報公開条例及び大竹市個	人情報保護条	総務文	教付託
				例の一部改正について			
第2	2 3	議案第1	7号	地方教育行政の組織及び運営に関	する法律の一	総務文	教付託
				部を改正する法律の施行に伴う関	係条例の整備		
				等について			
第2	2 4	議案第1	8号	教育長の勤務時間、休暇等及び職	務に専念する	総務文	教付託
				義務の特例に関する条例の制定に	ついて		

tota			10.76 1.40.11.76
第25	議案第19号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁	総務文教付託
		償に関する条例の一部改正について	
第26	議案第20号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に	総務文教付託
		について	一 (一 括)
第27	議案第24号	大竹市職員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及	総務文教付託
		び死亡給与金条例の廃止について	
第28	議案第25号	指定金融機関の指定更新について	総務文教付託
第29	議案第26号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者	総務文教付託
		の指定について	
第30	議案第28号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	総務文教付託
第31	議案第29号	大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定に	総務文教付託
		ついて	
第32	議案第27号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	生活環境付託
第33	議案第30号	平成26年度大竹市一般会計補正予算(第5号)	一 総務文教付託
第34	議案第31号	平成26年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算	生活環境付託
		(第2号)	— (一 括)
第35	議案第32号	平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補	生活環境付託
		正予算(第2号)	
第36	平成27年陳情第1号	晴海臨海公園整備事業における多目的ゾーン等	生活環境付託
		の早期整備及び多目的ゾーン内に人工芝エリア	

〇会議に付した事件

+

- ○日程第 1 会期決定について (表決)
- ○日程第 2 議案第 1号から日程第15 議案第13号(説明・継続・表決)
- ○日程第16 報告第 1号(報告)
- ○日程第17 議案第14号から日程第20 議案第23号(説明・付託)

を整備することを求める陳情

- ○日程第21 議案第15号から日程第31 議案第29号(説明・付託)
- ○日程第32 議案第27号(説明・付託)
- ○日程第33 議案第30号から日程第35 議案第32号(説明・付託)
- ○日程第36 平成27年陳情第1号(付託)

〇出席議員(16人)

1番	寺 岡	公	章	:	2番	和	田	芳	弘
3番	大 井		涉	2	4番	網	谷	芳	孝
5番	藤井		馨		6番	乃	美	晴	_
7番	児 玉	朋	也	:	8番	北	林		隆
9番	山 崎	年	_	1 (0番	細	Ш	雅	子
11番	上 野	克	己	1 :	2番	原	田		博
13番	二階堂		博	1 4	4番	田	中	実	穂

豊

泰

浩

明

文 正

靖

也

彦

男

和 成

和 範

英

克

隆 文

晶 則

隆

邦 彦

光 弘

暁 雄

茂 文 修

勲 男

丈 治

伸

森

尚

中

尚

原

崎

重

福

三 浦

15番	西川	健	三	16番	山	本	孝	三
-----	----	---	---	-----	---	---	---	---

〇欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

市 長 入山欣郎 副 長 市 大 原 教 育 長 大 石 総 務 部 長 太田 市 民 生 活 部 長 青 康福祉部長 正木 健 兼 福 祉 事 務 所 長 設 部 建 長 大 和 上 下 水 道 局 長 稲 田 消 防 長 西 総務課長併任選挙 米 管理委員会事務局長 企 画 財 政 課 長 吉岡 興 中 川 産 業 振 課 長 併任農業委員会事務局長 治 自 振 興 課 長 吉 田 社 会 健 康 課 長 政 祉 長 吉 福 課 保 険 介 護 課 長 佐 伯 監 理 課 長 香 川 上下水道局業務課長 重 本 務 学 課 事 長 野

〇出席した事務局職員

議 会 事 務局 長 議 事 係 長

会期決定について

平成27年3月大竹市議会定例会(第1回)の会期を、次のとおり定める。 平成27年3月2日提出

大竹市議会議長 寺 岡 公 章

自 平成27年3月 2日

25日間

至 平成27年3月26日

会 期 日 程 表

期日		1 2	議	付記
月日	曜	本会議	委 員 会	
3. 2	月	本会議	総務文教委員会	・開会 ・会期決定・当初予算説明・一般議案上程(即決・付託)・陳情(付託)付託案件審査
3	火		生活環境委員会	付託案件審査 10時~
4	水	休 会		
5	木		岩国大竹道路対策特別委員会 まちづくり対策特別委員会	10時~
6	金		安心安全対策特別委員会 議会運営委員会	10時~
7	土			
8	日			
9	月	本会議		・一般質問及び総括質疑(予算特別委員会設置・付託)・一般議案委員長報告(表決)・陳情委員長報告(表決)
10	火	休会		※大竹中学校、玖波中学校卒業式
11	水	(予備日)		
12	木	, , , , , , ,		
13	金	-	予算特別委員会	付託案件審査 10時~
14	土			※小方小・中学校卒業式
15	目			
16	月		予算特別委員会	付託案件審査 10時~
17	火		予算特別委員会	付託案件審査 10時~
18	水	, , ,	予算特別委員会(予備日)	
19	木	休会		※栗谷小学校卒業式
20	金]		※大竹小学校、玖波小学校卒業式
21	土			(春分の日)
22	日			
23	月			
24	火			
25	水			
26	木	本会議		・議案委員長報告(予算表決) ・閉会

10時00分 開議

○議長(寺岡公章) 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回大竹市議会定例会を開会し、直 ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長(寺岡公章) この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、14番、田中実穂議員、 15番、西川健三議員を指名いたします。

本日の議事日程、会期決定について、平成27年度当初予算案の提案説明、陳情第1号、 諸般の報告についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(寺岡公章) 配付漏れなしと認めます。

定例会招集に当たり、市長から挨拶があります。市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

**〇市長(入山欣郎)** 本日、ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会では、さきの議員全員協議会におきまして概要を御説明させていただきましたように、平成27年度当初予算案を御提案させていただきたいと存じます。 平成27年度当初予算の案につきましては、人口減少や少子化、または高齢化を初めとして支える人より支えられる人が急増していくという、日本が直面している課題の中でも、また厳しい財政状況の中におきましても、この大竹のまちを少しずつでも発展し続けていくまちとするために、市民の皆様と一緒になってつくり上げた総合計画わがまちプランを基軸とした予算編成としております。

それでは、御提案申し上げます議案について申し上げますと、平成27年度当初予算案を 初め専決処分の報告について、人権擁護委員候補者の推薦について、教育長及び教育委員 会委員の任命の同意について、教育委員会委員の任命の同意について、条例の制定、また は一部改正について、指定金融機関の指定更新について、指定管理者の指定について、一 般会計及び特別会計の補正予算案など、合わせて34案件でございます。これらの議案の内 容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、ぜひとも議決 賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し 上げます。

○議長(寺岡公章) これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会期決定について

○議長(寺岡公章) 日程第1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月26日までの25日間といたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺岡公章) 御異議なしと認めます。

よって、会期は25日間と決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第2~日程第15〔一括上程〕

議案第 1号 平成27年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 平成27年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成27年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 4号 平成27年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 5号 平成27年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 平成27年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 平成27年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成27年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成27年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 平成27年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 平成27年度大竹市公共下水道事業会計予算

諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第12号 教育長の任命の同意について

議案第13号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長(寺岡公章) 日程第2、議案第1号平成27年度大竹市一般会計予算から日程第15、 議案第13号教育委員会委員の任命の同意についてに至る14件を一括議題といたします。 提案者から提案理由の説明を求めます。 市長。

#### 〔市長 入山欣郎 登壇〕

**〇市長(入山欣郎)** 平成27年度当初予算案の上程に当たりまして、私の市政運営の基本的な考え方と、新年度の主な施策について説明させていただき、議員の皆様方並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

「よいまち大竹」をつくるため、先人の皆様方が未来の大竹市のあるべき姿を想像し、厳しい時代にも着実にまちづくりを進めてきたわがまち「おおたけ」。平成27年度は、先人の皆様が築き上げてこられた、この「おおたけ」を土台にして、まちの姿が大きく変わっていくスタートの年ではないかと思っております。

4月に晴海臨海公園の第1期整備部分を供用開始いたします。また、さかえ公園では、

地域の皆様によるワークショップを経て、憩いと集いの運動広場を共通の概念とした、地域の皆様に親しみ愛される公園の再整備を始めます。

そのほかにも、8月中ごろには、玖波駅西口が開設される予定であり、大竹市の東の玄 関玖波駅の様相が変わってまいります。

また、小中学校施設の耐震化対策において、唯一残っていた玖波小学校の改築事業も、 これから2カ年かけて行います。

岩国大竹道路の着工も間もなくでございます。

この先も先人の皆様がつくり上げたこの「おおたけ」を少しずつでも発展させていかなければなりません。そのためには、大竹を愛するひとづくりを初めとする総合計画を推進していくために必要な事業につきましては、平成27年度におきましても引き続き着実に実施していかなければならないと考えております。

地方財政の状況でございますが、平成27年度は、地方みずからが人口減少・高齢化という課題に対して早急に対策を実行できるよう、地方財政計画の歳出に所要の経費が盛り込まれております。

その結果、消費増税の影響もございますが、地方全体の歳入一般財源総額は前年度より ふえることとなりました。

本市においても、相応の一般財源が見込まれることを前提として、歳出予算を計上しております。

大竹市第五次総合計画わがまちプランでは、よいまちの実現のために生計が成り立つ、 安全に過ごせる、安心できる、心の豊かさを感じるの4つの段階と、その推進力として必要な大竹を愛する人づくりを掲げております。

このたび国が示した地方創生に向けた取り組み、まち・ひと・しごと創生でございますが、これまでわがまちプラン前期基本計画で取り組んできた施策において、多くの部分で共通するところがございます。

国における今後5カ年の総合戦略の基本目標、地方における安定した雇用を創出する取り組みでは、本市においてはチャンスの多いまちづくりとして玖波駅西口整備事業、港湾整備事業、産業振興奨励事業や中小企業融資など、産業振興・雇用環境の改善のための施策を行ってまいりました。

また、地方への新しい人の流れをつくる取り組みでは、奨学金免除制度、出産・子育てに関する分野では妊産婦健診助成制度や学習支援員の配置など、出産・育児・教育環境の充実について本市独自の事業を展開してまいりました。

まだほかにもございますが、本市独自の取り組みのみならず他の自治体の先進的な取り 組みも、国においてその多くが地方への人の流れ、人口増加、少子高齢化社会への対応策 として、全国的に必要な事業であると認められた形となりました。

依然として厳しい財政状況ではございますが、こうした取り組みも含めて平成27年度も引き続きよいまちを目指し、わがまちプラン前期基本計画の推進のために必要な事業をしっかりと継続的に行うよう、予算に盛り込ませていただきました。

その結果、平成27年度当初予算規模でございますが、一般会計の歳入歳出予算規模は

4

142億2,413万円でございます。

この予算規模の前提となる歳入の見込みでございますが、地方財政計画では、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動も全体的に和らぎ、各種経済対策の効果により地方の税収は増加するとされております。

しかしながら、本市においては固定資産税の落ち込みが大きく、市税は前年度比約95% にとどまると見込んでおります。

一方、国が地方財政計画の規模を大幅に増額としたことにより、地方消費税交付金及び 臨時財政対策債を含めた地方交付税総額については、本市においても増額となり、本市の 一般財源総額は増加する見込みとなりました。

また、歳出では、玖波小学校改築事業、御園市営住宅整備事業など、建設事業の増、子ども・子育て支援制度による給付費の増などにより、予算規模は前年度比で約5%の伸びとなりました。

厳しい財政状況の中で、大規模な建設事業には文部科学省や防衛省の補助金・交付金などを活用しながら、地方債の発行額を圧縮し、将来に過度な負担を残さないよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、一般会計の主な事業につきまして御説明申し上げます。

まず、大竹を愛するひとづくりとしまして、玖波小学校の耐震対策として、平成27年度 から平成28年度にかけて、小学校校舎の改築及び体育館の耐震補強を行います。新校舎に はあすなろ児童クラブを併設いたします。

次に生活基盤の整ったまちとしては、可燃ごみの廿日市市との広域処理に取り組んでまいります。また、老朽化したさかえ公園を改修いたします。

安心できるまちづくりとしては、ケーブルテレビ通信網を活用した安否確認サービスを 提供し、高齢者等の抱える不安の解消を図ります。

行政・社会の仕組みづくりとしては、全ての公共施設等の状況を把握し、その管理の基本的な方針を定めた公共施設等総合管理計画の策定及び固定資産台帳の整備を2カ年で行います。

続きまして、特別会計予算案の概略でございますが、公営企業会計を除く特別会計は、 7会計の合計で81億397万7,000円と前年度比で3.2%の増となっております。

国民健康保険特別会計では、生活習慣予防を積極的に進めるため、特定健診の受診者の 費用負担を平成27年度も引き続き無料といたします。

土地造成特別会計の健全化を図るため、平成26年度に引き続きまして、従来の土地造成特別会計への繰り出しに加えて、大竹工業団地及び小方ケ丘団地からの税収の約4分の1を一般会計から繰り出します。また、自然公園整備事業費を新年度も計上し、元金の償還を進めてまいります。

介護保険特別会計では、認知症疾患医療センターと地域包括支援センターの機能を統合 した認知症疾患医療・地域包括支援合併型センターをモデル的に整備いたします。

続いて企業会計予算案の概略でございますが、企業会計では、地方公営企業法を適用する水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計の3公営企業会計でございま

す。

水道事業会計では、支出総額を7億8,200万1,000円と見込んでおります。

主な事業内容といたしましては、施設の改築更新事業や配水管改良事業等を予定しております。

続きまして、工業用水道事業会計では、支出予算総額を11億2,177万2,000円と見込んで おります。

主な事業内容は、配水設備の改良やダム維持管理負担金等を予定しております。

最後に公共下水道事業会計では、支出予定総額を18億6,320万4,000円と見込んでおります。

主な事業内容といたしましては、防鹿地区公共下水道整備事業や小島汚水中継ポンプ場の改築更新事業等を予定しております。

地方創生に対する地方自治体への期待感の一方で、依然として国の厳しい財政状況は続いております。

そのため、地方の持つ公共施設の総量の縮減や、地方公務員の給与の見直しなど、地方 自治体の需要を抑え込む動きもございます。

これまで本市においてもさまざまな行財政改革に取り組んでまいりましたが、ふえ続ける社会保障費を捻出するためには、歳入確保のみでは賄い切れません。より効率的に財政運営をしていくためには、市の所有する施設につきましても、効率的な人員配置や施設の持つ機能を集約させるなど、施設のあり方を検討する時期が差し迫っております。

将来の更新費用を含め、公共施設の維持管理にどれくらいの費用がかかっていくのか、何を残し、何を廃止していくのか、公共施設の総合管理計画の策定や、社会教育施設等の再編基本方針に沿った具体的な事業計画の策定につきましても、平成27年度において取り組む大きな課題の一つでございます。

また、平成27年度は、わがまちプラン前期基本計画の最終年度となります。前期基本計画の中でこれまで行ってきた事業の検証を行い、今すぐにしなければならない事業、後期基本計画中にしなくてはならないこと、10年、20年後にしなければならないことをしっかりと見きわめてまいりたいと思います。

そして、わがまちプランに掲げるよいまち、市民の皆様が願う笑顔・元気・かがやく大竹の実現に向け、平成28年度から始まる後期基本計画に向けて、しっかりとした準備を行う1年としていきたいと思っております。

以上、まことに簡単でございますが、当初予算案の概略の説明とさせていただきます。 続きまして、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員であります前安井美千子氏の任期が平成27年6月30日で満了となります。

前安井氏は、平成24年7月1日から人権擁護委員として御活躍されておられますが、長年、体育指導委員として住民のスポーツの振興にも携わられ、地域でも御活躍されていたことから、その信望には非常に厚いものがございます。また、同氏は平成24年9月から人権問題啓発活動推進者の会において熱心に活動され、現在はその会長も務められていると

ころでございます。

任期満了に当たり、前安井氏が引き続き候補者として適任と考えますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、法務大臣に推薦しようとするものでございます。

続きまして、議案第12号教育長の任命の同意について、御説明申し上げます。

このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されることに伴い、教育長は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなりました。この新たな教育長の任命について種々検討いたしました結果、現教育長の大石 泰氏が人格・識見とも申し分なく、新たな教育長として適任と考えまして、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により市議会の同意を求めるものでございます。

また、任期でございますが、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により3年とされ、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとなります。 続きまして、議案第13号教育委員会委員の任命の同意について、御説明申し上げます。 教育委員会委員は、現在5人の委員をもって組織され、その任期は4年でございます。 このたび地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されることにより、平成 27年4月1日から、委員の人数は4人となります。任期につきましては、4年のままでございます。

この委員のうち川口真澄氏が、平成27年3月31日付で辞職したい旨の申し出がありましたので、その後任として川口洋子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により市議会の同意を求めるものでございます。

川口洋子氏は、昭和62年3月広島修道大学を卒業され、同年4月に株式会社中建センター入社、同社退社後、平成15年8月から朝日生命保険相互会社に勤務されております。また、大竹小学校や大竹中学校PTAの学年役員などを経て、平成20年度から21年度にかけて大竹中学校PTA副会長を務められており、人格・識見ともにすぐれ、教育行政に携わるものとして申し分のない方であると考えまして、御提案を申し上げるものでございます。なお、任期でございますが、前任者の残任期間である平成28年12月10日までとなります。以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(寺岡公章) この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております本14件のうち、議案第1号から議案第11号に至る平成27年度各会計予算11件の議事については、この程度にとどめ、次の本会議に議事を継続いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺岡公章) 御異議なしと認めます。

よって、平成27年度各会計予算11件の議事は、次の本会議に継続することに決しました。 残る諮問第1号から議案第13号に至る3件について、これより一括質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

-10-

○議長(寺岡公章) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺岡公章) 御異議なしと認めます。

よって、本3件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、本3件のうち諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(寺岡公章) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件は異議がない旨を答申することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(寺岡公章) 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は異議ない旨を答申することに決しました。 続いて、議案第12号教育長の任命の同意についての討論に入ります。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(寺岡公章) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(寺岡公章) 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、これに同意することに決しました。

それでは、ここでただいま任命の同意を決しました方から御挨拶があります。

御紹介いたします。大竹市教育長に就任されます大石 泰氏でございます。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長(大石 泰) 教育長の任命に御同意いただきまして、まことにありがとうございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の権限及び責任が一層大きくなってまいります。その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。これまでの2年間の経験を生かし、学校教育の充実、生涯学習のさらなる推進に向け、懸命に努力してまいりたいと思っております。何とぞ、議会の皆様方のこれまで以上の御支

4

援、御協力をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(寺岡公章) 以上で、紹介を終わります。

続いて、議案第13号教育委員会委員の任命の同意についての討論に入ります。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(寺岡公章) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(寺岡公章) 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、これに同意することに決しました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# 日程第16 報告第1号 専決処分の報告について(事故による損害賠償額の決定)

○議長(寺岡公章) 日程第16、報告第1号専決処分の報告について(事故による損害賠償額の決定)を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

+

## 〔建設部長 大和伸明 登壇〕

**〇建設部長(大和伸明)** 報告第1号専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、小方2丁目地内の市道玖波青木線で発生しました、物損事故に関する損害賠償の額について地方自治法第180条第1項の規定により、平成26年12月19日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

事故による相手方の損害額は、8,748円でございます。市の過失を4割といたしまして、 損害賠償額は3,499円となり、その内容は解決金でございます。債権者はお手元の資料の 方であり、市の道路管理に瑕疵があったため損害賠償の責任を負うものでございます。

次に、事故の概要について御説明いたします。

平成26年10月24日午後2時ごろ、小方2丁目地内の市道玖波青木線におきまして、車を 運転した際に路面の陥没に右前のタイヤを落とし、損傷したものでございます。

次に、過失割合について御説明いたします。

債権者にも、通行に際しての注意義務がありますので、過去の判例を参考に市の過失が 4割、相手方の過失を6割としたものでございます。

なお、賠償金につきましては、本市が加入しております全国市有物件災害共済会から全額補填されるものでございます。また、事故の原因部につきましては、事故直後に修繕しております。

本件につきましては、本市の道路管理の瑕疵により事故が発生したことにつきまして、 深く反省しているところでございます。今後は事故の未然防止のためパトロールの強化、

並びに管理の徹底を図り、万全を期す所存でございます。

以上、簡単ではございますが、報告第1号の説明を終わります。

○議長(寺岡公章) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺岡公章) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、報告事項でありますので、以上をもって終結い たします。

~~~~~

日程第17~日程第20〔一括上程〕

議案第14号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関 する条例の制定について

議案第21号 大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正について

議案第22号 大竹市介護保険条例の一部改正について

議案第23号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

〇議長(寺岡公章) 日程第17、議案第14号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の利用者負担等に関する条例の制定についてから日程第20、議案第23号大竹市指定地 域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正に 至る4件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 正木丈治 登壇〕

〇健康福祉部長兼福祉事務所長(正木丈治) 議案第14号、議案第21号、議案第22号及び議 案第23号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに議案第14号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月1日に施行されます。そのため、公立保育所を含む子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額並びに公立保育所において実施する延長保育及び一時預かり事業の保育料に関しまして、必要な事項を定めるため本条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、第1条では、この条例の趣旨を、第2条では、本条例で使 用する用語の定義を定めております。

第3条では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額について、国 が政令で定める額を限度として、規則で定めることとしております。

第4条では、公立保育所及び民間保育所の利用者負担額を、市長が支給認定保護者等から徴収する旨を定めたものでございます。

第5条及び第6条では、公立保育所で実施する延長保育、一時預かり事業の保育料の徴収につきまして定めたものでございます。

第7条では、市長が徴収する利用者負担額等の減額または免除について定めたものでございます。

また、第8条は、委任規定について定めたものでございます。

附則についてでございますが、第1項においては、施行期日を、第2項においては、経 過措置を規定したものでございます。第3項は、本条例の制定に伴い、大竹市保育所設置 条例の一部を改正するものでございます。大竹市保育所設置条例において規定されており ます保育料の徴収規定を削除し、公立保育所における延長保育及び一時預かり事業の実施 につきまして定めております。

続きまして、議案第21号大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正について、 御説明申し上げます。

本条例は、平成26年6月25日に公布されました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法の一部が改正され、条項ずれが生じたことに伴いまして、本条例の条文中の介護保険法の引用条項の整理をするものでございます。

また、附則において、本条例の施行期日を平成27年4月1日と定めております。

続きまして、議案第22号大竹市介護保険条例の一部改正について、御説明申し上げます。 今回の改正は、平成27年度から平成29年度の3年間の大竹市高齢者福祉計画・第6期大 竹市介護保険事業計画の策定に伴い、当該期間における介護保険のサービス料等の推計か ら、新たな介護保険料を設定するものでございます。

この推計により、第6期の介護保険料は、世帯の中に市民税が課税されている方がおられましても、被保険者本人の市民税が非課税で、前年の合計所得金額が80万円を超える方の階層、いわゆる基準額の階層を年間6万276円と定め、所得額等に応じた御負担がいただけるよう、国の新しい基準をもとに保険料を11段階に定めたものでございます。

基準額で比較した場合、第5期の5万7,924円に対し2,352円、率にして4.06%の増加になっております。

次に、介護保険制度の改正に伴い、予防給付の訪問介護・通所介護サービスが平成27年 4月1日から地域支援事業に移行しますが、本市におきましては円滑な事業実施を図るための体制整備を行うため、経過措置期間を定めるものでございます。

最後に、附則第1項につきましては、施行期日を、附則第2項につきましては、改正後の保険料は平成27年度分から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については従前の例によると定めたものでございます。

続きまして、議案第23号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例等の一部改正について、御説明申し上げます。

本議案において改正しようとする3つの条例は、平成23年に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次地方分権一括法により、指定地域密着型サービスに従事する従事者の員数及び

事業所の設備並びに運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに従事する従事者の員数及び設備並びに運営に関する基準等について、また平成25年6月に公布されました第3次地方分権一括法により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準について、それぞれ市町村が条例で定めることとなったことに伴い、制定したものでございます。

このたびの改正は、本年1月16日に公布されました介護保険法施行規則等の一部を改正する省令において、本3つの条例の国の基準である厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、当該改正部分の規定を改めようとするものでございます。

なお、改正後の基準につきましては、国が定めた基準と同一の内容としております。

主な改正内容でございますが、大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例第9章に規定しております複合型サービスの名称が、看護 小規模多機能型居宅介護に変更となりますので、関係する用語の整理を行っております。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護におきまして、職員 の配置基準が緩和されますので、当該緩和後の基準に合わせた改正を行います。

さらに、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の登録定員が、これまでの25人から29人に変更されますので、当該変更内容に合わせた改正を行うものでございます。

このほか、介護保険法の改正により条項ずれが生じていること、また、介護保険法施行規則の改正により条項の一部が削除されたことに伴いまして、関連する規定の整理を行っております。

最後に本条例の附則でございますが、条例の施行期日を平成27年4月1日と定めております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第14号、議案第21号、議案第22号及び議案 第23号についての御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお 願い申し上げます。

○議長(寺岡公章) これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(寺岡公章) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~

# 日程第21~日程第31〔一括上程〕

議案第15号 大竹市行政手続条例の一部改正について

議案第16号 大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正について

議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例の整備等について

議案第18号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

の制定について

議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正ついて

議案第20号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第24号 大竹市職員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例の廃止 について

議案第25号 指定金融機関の指定更新について

議案第26号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

議案第28号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

議案第29号 大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について

〇議長(寺岡公章) 日程第21、議案第15号大竹市行政手続条例の一部改正についてから日程第31、議案第29号大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定についてに至る11件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

[総務部長 太田勲男 登壇]

〇総務部長(太田勲男) 議案第15号から議案第20号、議案第24号から議案第26号、議案第28号及び議案第29号の11件につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第15号大竹市行政手続条例の一部改正について御説明申し上げます。

処分等に関する手続について、国民の権利利益の保護の一層の充実を図ることを目的に、 行政手続法の一部が改正され、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める手続や 法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求める手続などが追加されたこ とに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては行政手続法の改正と同様でございますが、行政手続法は、条例等に根拠を有する処分や行政指導については適用対象外となっているため、次の3つの 規定を追加するものでございます。

1点目として、行政指導に携わる者は、許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、相手方に当該権限を行使し得るその根拠を示さなければならないとするものでございます。

2点目として、法令に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた者は、当該行政指導が法律または条例の要件に適合しないと思うときは、行政指導をした市の機関に対し、申出書により、行政指導の中止その他必要な措置を求めることができるとするものでございます。

3点目として、何人も、法令に違反する事実を発見した場合に、その是正のためにされるべき処分または行政指導が行われていないと思うときは、行政庁または市の機関に対し、 申出書により、当該処分または行政指導を求めることができるとするものでございます。

最後に、施行日は、行政手続法の施行日と同じ平成27年4月1日としており、本条例を 引用している大竹市税条例において条項ずれが生じましたので、附則第2項で必要な改正

を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第16号大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本議案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

まず、大竹市情報公開条例につきましては、第7条の行政文書の開示義務第2号のウの 引用条項、「第2条第2項」を「第2条第4項」に、また「特定独立行政法人」を「行政 執行法人」に改めるものでございます。

次に、大竹市個人情報保護条例につきましては、第16条の保有個人情報の開示義務第3号のウの引用条項、「第2条第2項」を「第2条第4項」に、また「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改めるものでございます。

いずれも、独立行政法人通則法の一部を改正する法律により、特定独立行政法人は廃止され、新たに第2条第4項に規定する行政執行法人に分類されることに伴い、語句の整理を行うものでございます。

なお、これらの条例の施行日は平成27年4月1日としております。

続きまして、議案第17号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法 律の施行に伴う関係条例の整備等について及び議案第18号教育長の勤務時間、休暇等及び 職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正をする法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。この法律により、教育委員長と教育長を一本化した、新たな教育長を置くこととなり、これまで議会の任命同意を必要とする教育委員会の委員としての特別職の身分を有するとともに、あわせて教育委員会が任命する教育長としての一般職の身分を有していたものから、教育長の職が議会の同意を得て任命する職となり、特別職の身分のみを有することとなりました。

そのため、教育委員長及び教育長の報酬、給与及び服務等について、整備する必要が生 じたため、条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

まず議案第17号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例の整備等についてですが、これは関係条例の廃止及び一部改正をするもの でございます。

第1条では、大竹市教育長の給与等に関する条例を廃止するものでございます。

第2条は、大竹市職員定数条例の一部改正で、教育長が特別職になるため、この条例から除外されていた一般職の教育長の規定を削除するものでございます。

第3条は、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正で、新たに教育長を 加える改正をするものでございます。

第4条は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。報酬額の表から教育委員長を除く改正をするものでございます。

第5条は、大竹市附属機関の設置に関する条例の一部改正でございます。大竹市特別職

4

報酬等審議会の審議の対象に教育長の給料の額を加え、大竹市奨学金貸付審議会の委員の うち、教育委員長とあるものを教育委員に改めるものでございます。

次に、議案第18号教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてでございます。教育長については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、条例により職務に専念する義務の特例を定めることができることとされたため、この条例で、教育長の職務に専念する義務の特例を規定し、合わせて勤務時間、休暇等を規定するものでございます。

第1条では、この条例の趣旨を、第2条は、教育長の勤務時間、休暇等は一般職の職員の例とすることを、第3条では、職務に専念する義務の免除は一般職の職員の例とすることを規定するものでございます。

最後にこれらの条例の附則でございますが、施行日を法律の施行日である平成27年4月 1日とするものでございます。

続きまして、議案第19号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

特別職の職員で非常勤のものであって、月額をもって報酬が定められているもののうち、本条例の規定により報酬を加算することができる職である嘱託職員に対する報酬加算につきましては、従来6月及び12月に加算できることのみ規定されていましたが、これに加えまして、1月及び退任する日の属する月にも支給できることとし、また加算できる限度額を条例に明記した上で、報酬体系を明確なものとし、もって嘱託職員の人材確保を図るため、本条例を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条第2項において、報酬加算できる月を「6月及び12月」から「1月、6月、12月及び退任する日の属する月」に改めるとともに、同条に新たに第4項を加えまして、加算できる限度額を定め、1月に支給する場合につきましては、年末年始に勤務する一定の職に対し、勤務1日につき5,000円の額を限度とし、6月及び12月に支給する場合につきましては、それぞれ報酬月額の100分の100を限度とし、退任する日の属する月に支給する場合につきましては、在任期間1年につき報酬月額の100分の20を限度とし、100分の200の割合を上限とするものでございます。

また、あわせて字句の修正など用語の整理を行うものでございます。

次に、条例の附則でございますが、施行日につきましては公布の日からとし、経過措置として平成26年度に在任する嘱託職員に対します、退任する日の属する月に支給する報酬加算につきましては、改正後の基準で算定した額が従来の基準で算定した額を下回る場合には、従来の基準により支給しようとするものでございます。

続きまして、議案第20号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

人事院は、昨年8月7日に国家公務員の平成26年度の給与改定に関する勧告とあわせて、 俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しの実施についても勧告しており ます。

この勧告は、民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための 見直し、官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し、公務組織の特性、円滑な 人事管理の要請等を踏まえた諸手当の見直しを実施するためのものでございます。

本市におきましても県内他市の動向を勘案し、国家公務員に準じ改正を行おうとするものでございます。

それでは条例の改正について御説明申し上げます。

初めに一般職給料表の改定でございますが、給料水準を平均2%引き下げるものでございます。また、この改定では、1級の号給については引き下げは行わず、40歳台や50歳台前半の昇給機会の確保の観点から、5級及び6級の号給を増設するものでございます。

次に諸手当の改定でございます。単身赴任手当の基礎額を2万3,000円から3万円に、加算限度額を4万5,000円から7万円に改定するものでございます。

また、管理職員特別勤務手当については、管理職員が災害時への対応等のため臨時、緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給するため、改定するものでございます。

最後に附則でございますが、この条例の施行日を平成27年4月1日とし、給与制度の総合的な見直しに伴う経過措置等を定めたものでございます。

続きまして、議案第24号大竹市職員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例の廃止について、御説明申し上げます。

現在の市の職員の退職年金等については、地方公務員等共済組合法の規定により退職共済年金等として支給されていますが、地方公務員等共済組合法の施行以前に退職した職員については、本条例の規定により、退隠料等を支給しておりました。

このたび退隠料等の受給者が死亡し、対象者がいなくなったため、本条例を廃止しようとするものでございます。

また、附則において、適用対象者がいない他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と市の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との 通算に関する条例をあわせて廃止しようとするものでございます。

続きまして、議案第25号指定金融機関の指定更新についてでございます。

本件は、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定に基づき、本市の公金の収納及び支払事務を取り扱う指定金融機関として株式会社四国銀行を指定しておりますが、その指定期間が本年3月31日をもって満了することとなっております。

このため、昭和39年に指定金融機関制度が始まり指定されて以来、事故なく50年間公金収納及び支払事務を遂行されてこられた実績から、引き続き株式会社四国銀行を大竹市指定金融機関として指定することが本市の実情に適していると考え、平成27年4月1日から平成29年3月31日まで、指定期間を更新しようとするものでございます。

続きまして、議案第26号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について、 御説明申し上げます。

大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例第7条の規定に基づき、平成18年度から三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者として、建物の維持管理や三倉岳県立自然公

4

園の利用促進を図ってまいりました。

この結果、休憩所内での自主事業の開催など施設の活用が図られております。また、建物の維持管理につきましても適切に管理されております。指定期間は本年の3月31日までとなっており、平成27年度につきましても引き続き三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者として指定し、施設の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、議案第28号大竹市マロンの里の指定管理者の指定について、御説明申し上 げます。

大竹市マロンの里設置及び管理条例第8条の規定に基づき、平成18年度から佐伯中央農業協同組合を指定管理者として、施設の利用促進を図り、地域の振興と活性化に取り組んでまいりました。

この結果、施設の設置目的でもあります農村と都市との交流を初め、山村振興地域の特性を取り入れた地場産品の販売等が図られてきております。

指定期間は本年の3月31日までとなっており、平成27年度につきましても引き続き佐伯中央農業協同組合を指定管理者として指定し、施設の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、議案第29号大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

大竹市漁業共同利用施設設置及び管理条例第6条の規定に基づき、平成22年度から阿多田島漁業協同組合を指定管理者として、阿多田カキ殻一時堆積場の維持管理や、カキ養殖経営の合理化を図ってまいりました。指定期間は本年の3月31日までとなっており、施設の維持管理や利用許可、利用料の徴収等の業務を行うため、阿多田地区に事務所を有し、阿多田地区の状況を把握している阿多田島漁業協同組合を引き続き指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定期間は平成27年度から平成32年度までの5年間としております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第15号から議案第20号、議案第24号から議 案第26号、議案第28号及び議案第29号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承 認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(寺岡公章) これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(寺岡公章) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件は、総務文教委員会に付託いたします。



#### 日程第32 議案第27号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

○議長(寺岡公章) 日程第32、議案第27号大竹市地区集会所の指定管理者の指定について を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

-20-

+

市民生活部長。

〔市民生活部長 青森 浩 登壇〕

**〇市民生活部長(青森 浩**) 議案第27号大竹市地区集会所の指定管理者の指定について、 提案理由の御説明を申し上げます。

松ケ原集会所は平成22年度に整備され、松ケ原町自治会が指定管理者として、松ケ原地区のコミュニティー活動推進の場として運営を行っております。平成27年3月31日で5年間の指定期間が満了いたしますので、市としましては、コミュニティー活動を推進するという集会所の本来の目的や施設の設置の経緯からしましても松ケ原町自治会が指定管理者として最適と考え、指定の議決を求めるものでございます。

指定期間は平成27年度から平成31年度までの5年間としております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第27号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

- 〇議長(寺岡公章) 総務部長。
- ○総務部長(太田勲男) 私、先ほどの提案説明の中で読み間違えております。議案第29号 大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定についてでございます。指定期間を平成27年 度から平成32年度までの5年間と申し上げましたが、平成27年度から平成31年度までの5 年間でございます。まことに申しわけございません。
- O議長(寺岡公章) それでは、これより議案第27号に関しまして質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(寺岡公章) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~

日程第33~日程第35〔一括上程〕

議案第30号 平成26年度大竹市一般会計補正予算(第5号)

議案第31号 平成26年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第32号 平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第2号)

〇議長(寺岡公章) 日程第33、議案第30号平成26年度大竹市一般会計補正予算(第5号) から日程第35、議案第32号平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第2号)に至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

[副市長 大原 豊 登壇]

○副市長(大原 豊) 議案第30号平成26年度大竹市一般会計補正予算(第5号)から議案第32号平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第2号)に至る3件の各会計補正予算につきまして御説明を申し上げ、御承認を得たいと思います。

このたびの補正予算は、平成26年度国の補正予算に伴う地域住民生活等緊急支援交付金

4

を財源とした事業費の追加のほか、事業の執行見込みにより特に必要となった予算の過不 足を整理するものが主な内容でございます。

初めに67ページからの議案第30号平成26年度大竹市一般会計補正予算(第5号)から御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出からそれぞれ9,598万3,000円を減額し、予算総額を140億852万6,000円にするとともに、繰越明許費及び地方債の補正を行うものでございます。

それでは、説明の都合により、歳出から御説明を申し上げます。

77ページからの第2款総務費では、国の交付金を財源とした市ホームページ更新業務委託料を628万6,000円、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係る経費を1,000万円、玖波駅西口駅舎の開設経費を710万円計上するとともに、生活保護費等国庫負担金等の前年度事業の決算に係る清算分として国庫補助金等返還金を2,721万8,000円計上しております。

その他、事業の執行見込みにあわせて補正予算措置するものを含めまして、1,212万 9,000円を増額するものでございます。

80ページからの第3款民生費では、国の交付金を財源とした保育所等の環境を充実するための備品購入費等を合わせて465万9,000円、就労支援等の増加に伴う障害福祉サービス給付費を1,382万5,000円、放課後デイサービス等の増加に伴う障害児給付費を231万7,000円計上しております。

その他の事業の執行見込みにあわせて補正予算措置するものを含めまして、4,378万 6,000円を減額するものでございます。

82ページの第4款衛生費では、可燃ごみの広域処理に係る広域処理事業負担金を1,889 万4,000円計上するほか、その他の事業につきましては、事業の執行見込みにあわせて補 正予算措置を行い、合わせて1,013万1,000円増額するものでございます。

83ページの第7款商工費では、国の交付金を財源としてプレミアム付商品券発行事業補助金を3,156万7,000円計上するものでございます。

第8款土木費では、事業の執行見込みにあわせて4,911万4,000円減額するものでございます。

84ページの第9款消防費では、国の交付金を財源とした防災情報メールシステム構築委託料を380万円計上するものでございます。

85ページの第10款教育費では、国際ソロプチミスト大竹から児童図書購入のための指定 寄附の申し出がございましたので、寄附金額にあわせて図書館の図書購入費を3万円計上 するとともに、その他の事業につきまして執行見込みにあわせて補正予算措置を行うこと とし、1,271万円を減額するものでございます。

86ページ、第11款災害復旧費では、事業の執行見込みにあわせて阿多田農道に係る事務費を5,100万円減額し、旧阿多田小学校体育館に係る災害復旧工事を300万円増額し、合わせて4,800万円を減額するものでございます。

第12款公債費は、港湾施設管理受託特別会計からの繰入金を元利償還金の財源として補 正するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

74ページの第13款国庫支出金につきましては、2,402万6,000円を減額するものでございます。

歳出予算に計上されております国の補正予算に係る財源として地域住民生活等緊急支援 交付金を5,211万1,000円計上し、その他の国庫支出金につきましては、歳出予算の事業の 執行見込みにあわせて整理するものでございます。

第14款県支出金につきましては、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて574万円減額 するものでございます。

75ページの第16款寄附金につきましては、国際ソロプチミスト大竹からの図書館図書購入寄附金を3万円計上するものでございます。

第17款繰入金につきましては、このたびの補正予算に伴う財政調整基金繰入金による財 源調整を予定しているものでございます。

第19款諸収入につきましては、海岸施設修繕工事に係る県からの補修負担金を予算にあ わせて760万円減額し、旧阿多田小学校体育館災害復旧工事に係る歳入として市有物件災 害共済金及び解約金を350万円計上し、410万円を減額するものでございます。

76ページの第20款市債につきましては、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて6,010 万円を減額するものでございます。

以上が歳入予算の概要でございます。

次に、71ページの第2表、繰越明許費の補正につきましては、諸般の事情により、年度 内の事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

72ページの第3表、地方債の補正につきましては、事業の執行見込みにあわせて追加及 び借入限度額の変更を予定しているものでございます。

以上が、議案第30号平成26年度大竹市一般会計補正予算(第5号)の概要でございます。 続きまして、88ページからの議案第31号平成26年度大竹市国民健康保険特別会計補正予 算(第2号)につきまして、御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ4,899万4,000円を増額し、予算総額を38億6,801万8,000円にするものでございます。

歳出につきましては、第2款保険給付費は医療費等の増加に伴い3,670万円を、第3款後期高齢者支援金等につきましては決算見込みにあわせて15万8,000円を、第10款諸支出金につきましては療養給付費交付金等返還金を1,213万6,000円計上し、歳入につきましては決算見込みにあわせて療養給付費等交付金、高額療養費共同事業交付金、一般会計繰入金、繰越金、諸収入を計上するものでございます。

次に94ページからの議案第32号平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算 (第2号)につきまして、御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ133万2,000円を増額し、予算総額を4,913 万6,000円にするものでございます。

内容としましては、平成25年度の決算剰余金について一般会計への繰出金及び県への納

 \perp

付金をそれぞれ66万6,000円計上し、同額を前年度繰越金で調整するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第30号から議案第32号に至る3件の各会計補正予算についての提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(寺岡公章) これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(寺岡公章) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件のうち議案第30号は総務文教委員会に、議案第31号及び議案第32号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~

日程第36 平成27年陳情第1号 晴海臨海公園整備事業における多目的ゾーン等の早期整備及び多目的ゾーン内に人工芝エリアを整備することを求める陳情

〇議長(寺岡公章) 日程第36、平成27年陳情第1号晴海臨海公園整備事業における多目的 ゾーン等の早期整備及び多目的ゾーン内に人工芝エリアを整備することを求める陳情を議 題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成27年陳情第1号は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

+

議事の都合により、3月3日から3月8日までの6日間、休会いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(寺岡公章) 御異議なしと認めます。

よって、3月3日から3月8日までの6日間、休会することに決定いたしました。お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(寺岡公章) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。 この際、御通知いたします。

本日午前11時30分から総務文教委員会を、3月3日午前10時から生活環境委員会を、3月5日午前10時から岩国大竹道路対策特別委員会を、その終了後、まちづくり対策特別委員会を、3月6日午前10時から安心安全対策特別委員会を、その終了後、議会運営委員会

をそれぞれ第1委員会室で開会する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月9日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時14分 散会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月2日

大竹市議会議長 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 田 中 実 穂

大竹市議会議員 西 川 健 三